

諮問案第3号

生活保護費返還金の督促処分に係る審査請求に対する裁決について

下記のとおり、生活保護費返還金の督促処分に係る審査請求に対して裁決することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

記

1 審査請求人



2 審査請求に係る処分

生活保護費返還金の納入に係る督促処分

3 審査請求年月日

令和2年7月13日

4 審査請求の概要

令和2年6月15日付天社第548号による生活保護費の返還金（返還決定金額39,158円・返還期限令和2年6月30日まで）について、返還期限までに納入がなかったことを理由に行った令和2年7月10日付天社第762号による督促（以下「本件督促」という。）に対して、本件督促の執行又は手続の続行により、著しい損害を避けるため、緊急の必要があるときに明らかに該当するとして、本件督促の撤回又は取消しを求めたもの。

5 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

6 裁決の理由

審査請求人は、①本件督促の執行又は続行により著しい損害があり、それを避ける必要があると指摘をし、また、②通知及び通達の前もって具体的かつ詳細な説明及び書面による通知もなかった等という主張をしている。

①については、仮に本件督促及びそれに基づく処分がなされ、審査請求人の生活困窮を招来するほどの過酷なものとなれば、不当性及び違法性の問題が生じる余地があるが、審査請求人の意見書、抗議書及び提出資料をみても本件督促及びそれに基づく処分が、審査請求人の生活を困窮させる事情は全く伺われず、不当性及び違法性の問題は見られない。

②については、地方自治法第231条の3第1項では「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と定められている。また、天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成12年9月天理市条例第30号）第2条第1項では、「納付義務者が納期限までに税外収入金を納入しないときは、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と定められている。

そのため、上記の事実経緯において、本件督促を行う主体が天理市長であること、及び審査請求人が納期限である令和2年6月30日に納入しなかったために処分庁が本件督促を行ったことは、関係法令及び条例に沿った手続であって、違法性は認められない。

また、本件督促の前提となる令和2年6月15日付天社第548号による生活保護法第63条に基づく返還金の決定通知書は、同年6月17日に審査請求人に送達され、翌18日に審査請求人が受領した旨を回答しているため、送達手続等にも瑕疵は認められない。

さらに、本件督促及び天社第763号による生活保護法第63条に基づく徴収額の決定通知についても、事前に審査請求人に対する説明又は通知等が必要とされるものではないため、やはり、手続上の瑕疵は認められない。

加えて、上記の事実経緯からは、令和2年6月15日付天社第548号による生活保護法第63条に基づく返還金の決定に至る過程において、担当職員が審査請求人に対して、審査請求人が提出した年金等の資料を用いて具体的に収入認定の手続を説明して理解を求めていたことが認められるため、この点からも手続の違法性及び不当性は認められない。

以上より、本件督促については、不当性及び違法性は認められず、本件督促の撤回又は取消しを求める本件審査請求には理由がない。